

起業家支援強化事業業務委託仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、坂井市が発注する「起業家支援強化事業業務」（以下「本業務」という。）について必要な事項を定めたものである。

2 目的

坂井市を「起業者のまち」として位置づけ、施策を通じて坂井市のビジネスコミュニティを形成し、起業者に対する支援を強化することで地域内外からの関係人口を増加させ、地域経済の活性化を図る。また、ゼブラ起業のエッセンスを取り入れることで、持続可能なビジネスモデルの創出を促進し、地域社会に貢献する企業の育成を目指す。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

4 業務の内容

本業務の範囲は、次のとおりとする。内容については、その都度、あらかじめ発注者と受注者が協議を行った上で決定する。

（1）業務名 起業家支援強化事業業務

（2）業務内容

1. 「起業者のまち」として機運醸成につながるイベントの運営

- ① オープニングイベントの実施。
- ② 坂井市での起業環境や支援制度について広く周知。

2. 学習会の企画及び運営

- ① 起業に必要な知識やスキルを学ぶための学習会を開催。
- ② 起業家としての心構えや経営戦略について学ぶ機会を設け、参加者同士の意見交換を促進。
- ③ 県内の支援機関との連携

3. ビジネスコミュニティの形成

- ① 参加者同士が交流できる場を提供し、ビジネスコミュニティの形成。
- ② コミュニティでの情報共有や相互支援を促進し、起業家同士のネットワークの強化。

4. 広告配信及び関係人口の増加

- ① 起業に関する情報発信力の強化。
- ② 地域外からの関係人口の増加を図る。

（上記1. 2. 3. の参加者に県外から延べ30名以上を招集すること。）

5. K P I

- ① 地域への経済効果を踏まえたK P I の提案。
- ② K P I の達成に向けた具体的な取組の提案。
- ③ 将来に向けた具体的な提案（3カ年計画）

5 見積もり上限額

見積額の上限は4,257,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

6 契約の締結

- (1) 本業務の契約は、評価委員会を経て市長が特定した受注候補者と業務内容について協議等を行い、仕様書の内容を確定した後に、見積合せの上、契約を締結するものとする。
- (2) 仕様書の確定に際しては、提案された内容が基本となるが、受注候補者と本市との協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、契約額が5で提出した見積書の額と同額になるとは限らない。
- (3) 市長が特定した受注候補者と契約が締結できなかった場合又は失格条件に該当すると認められた場合には、次点の提案者と契約交渉を行うものとする。

7 委託料の支払いについて

委託料の支払いについては、実績に基づいて精算を行うこととする。但し、委託業務の一部であって既に完了した部分に相当する額については、坂井市と協議の上、部分払いを請求することができる。

8 納品

- (1) 納品場所
坂井市産業政策部商工労政課
- (2) 納品期限
令和8年3月27日（金）
- (3) 納入物
 - ① 本業務の実施内容及び成果、課題等を取りまとめた業務実施報告書
※ 電子データで提出すること。電子データは、Microsoft Office で処理できるファイル形式で記録すること。
 - ② その他、発注者が指示する資料等

9 業務体制

本業務を円滑に進めるため、受託事業者は本業務に必要な知識及び経験を有する業務従事者を確保するなど、十分な業務体制を整備するとともに、不測の事態が生じた場合においても本業務を遂行できる業務体制を整備すること。

10 検査

- (1) 受託事業者は、本業務を完了したときは速やかに坂井市に報告するものとし、完了検査を受けるものとする。
- (2) 受託事業者は、自らの責に帰すべき理由による成果物の不良箇所等が発見された場合は、速やかに訂正又は補足及びその他の処置を執るものとする。

1 1 その他

- (1) 受注者は、本業務（再委託した場合を含む。）の運営上取り扱う個人情報を、契約書に定める事項、個人情報保護法を始めとする関係法令等及びその他の社会的規範に基づき適切に管理しなければならない。また、業務の実施に関して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (2) 受注者は、発注者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務について、当市と協議の上、業務の一部を委託することができる。
- (3) 本業務により得られた成果は、発注者に帰属するものとする。
- (4) 本業務の実施に当たっては、発注者と十分な協議及び緊密な連絡調整を行い、円滑かつ効率的な実施に努めること。
- (5) 本業務を実施する上で疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項がある場合は、速やかに発注者と協議すること。
- (6) 本業務を実施する上で発注者又は受注者が仕様書の変更を要すると判断した場合は、双方協議の上、発注者の予算の範囲内で仕様書を変更できるものとする。